

みどりの^{ういぶらりい}図書室 利用基準

【目的】

第1条 この基準は埼玉県立がんセンター図書館運営・管理に関する内規、図書館管理基準第4条に基づきみどりの図書室（以下図書室）の利用に関し必要な事項を定める。

【設置場所】

第2条 当センター2階、医学図書館内に設置する。

【利用対象者】

第3条 図書室を利用できる者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当センター入院患者
- (2) 当センター外来患者
- (3) (1)・(2)の家族
- (4) 埼玉県内の医療従事者・医療関連学科学生
- (5) 埼玉県に在住・在勤の者
- (6) その他館長が許可した者

医学図書館としての性質上、館内資料を用いて病気（癌）について調べる目的、調査研究の目的での利用を認める。それ以外の目的での館内利用は原則認めない。

【図書室サービス】

（開館日、時間、閉館日）

第4条 開館日および時間：平日10：00-16：00とする。

閉館日は、土日祝日、年末年始、および館長が定めた日とする。

（館内利用）

第5条 第3条(1)、(2)、(3)に該当しない利用者は入館時に入館手続きをしなければならぬ

（利用の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは利用を制限、または禁止することができる。

- (1) 危険物、他人の迷惑になる物品または動物の類を携帯しているとき
- (2) 伝染性疾患があると認められたとき
- (3) 小学生（12歳）以下の子ども、および同伴者
- (4) 他人に危害を及ぼすまたは、風紀秩序を乱す恐れがあると認められた者
- (5) その他図書館員の指示に従わないとき

（損害の賠償）

第7条 利用者が故意、または過失により図書および設備器具等を汚損したと

きはその損害を現品、または相当の代価をもって賠償しなければならない。

(貸出)

第8条 利用者は所定の手続きによって資料の貸出を受けることが出来る。

ただし次の資料は原則として貸出を行わない。

- (1) 辞書・辞典類
- (2) 年報などの逐次刊行物
- (3) 雑誌および製本雑誌
- (4) 貴重図書
- (5) 視聴覚資料
- (6) 未整理の資料
- (7) その他指定資料

貸出方法

- (1) 初めて貸出をする場合

患者 所定の用紙に必要事項を記入し診察券の患者 No. を提示すること。

診察券のない場合（当センターで預かり）は病室番号で対応する。

その他 所定の用紙に必要事項を記入し、公機関発行（写真付）のもので住所の確認できるものを提示すること。

- (2) 2回目以降

貸出カード（カウンター内）に必要事項を記入する

- (3) 貸出期間：1週間、他に貸出希望がない場合に限り1回の延長を認める。

延長後の返却当日の再貸出しは認めない。

延滞した場合延長は認めない。

- (4) 貸出冊数：3冊

(所蔵外文献複写依頼)

第9条 当館に所蔵していない文献複写依頼のサービスは行わない。

【閲覧】

第10条 図書室スペース内での閲覧を認める。職員スペースの利用は原則認めない。

利用者は次の事項を守らなければならない。

- ・ 静寂を保つこと
- ・ 協議・討論などの行為や音読、雑談等を行わないこと
- ・ 図書館施設、図書館資料を汚損および破損しないこと
- ・ 携帯電話（スマートフォン等含む）での通話・メールの送受信をしないこと（当センターでの取決め）
- ・ 携帯機器等に附属する音声再生機能、音楽プレイヤー機能、ラジオ機能、

録画・録音機能、カメラ機能、スキャナー機能、着信音等を使用しないこと

- ・ 飲食（治療のため水分摂取を必要とする場合は除く）
- ・ 館内コンセントから個人電子機器等の充電をしないこと
- ・ 個人 PC の持ち込み・LAN の使用をしないこと
- ・ 文書等の配布、貼り付け、各種の勧誘、その他利用者への迷惑となる行動をしないこと
- ・ その他図書館員の指示に従うこと

【複写】

第 11 条 著作権法の範囲内において、複写サービスを行う。

ただし、貴重図書、技術的に困難なもの、破損の激しいものなどは複写サービスを制限することができる。

- (1) 複写希望者は所定の用紙に必要事項を記入し図書館員に申し込む
- (2) 複写物の提供部数は 1 人につき 1 部とする
- (3) 書籍については 1 冊の半分までとする
- (4) 新聞の朝夕刊は発行日は複写できない（翌日には複写可能）
- (5) 複写料金は、白黒 1 枚 10 円、カラー 1 枚 50 円とする
- (6) 拡大、縮小、両面複写など特殊な複写には対応しない

複写サービスは開館時間内に行い、複写申込は原則閉館 30 分前までとする。

複写サービスは図書館に備え付けられた機器を用いる。利用者が複写のための機器を持ち込むことは認めない。

【パソコンの使用】

第 12 条 医療情報検索用としてパソコンの貸出をする。

ただし、パソコンの基本的な操作および検索ツールが使えることを条件とする。

- (1) パソコン使用希望者は所定の用紙に必要事項を記入し図書館員に申し込む
- (2) パソコンの設定は図書館員が行う
- (3) 使用時間は概ね 30 分程度とする
- (4) 利用申し込みは閉館 1 時間前までとする

（利用の制限）

第 13 条 医療情報検索以外の目的（ニュースの閲覧・ゲーム等）での使用は禁止とする。

附則

この基準は、平成 28 年 12 月 7 日から施行する。

この基準は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。